

令和4年度

茨木市立東小学校 いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

『知・徳・体の調和のとれた実践力のある人間』の育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組み推進
- イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
- ウ 障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童にとって安心安全な学校づくりの推進
- ウ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- エ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- オ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレットの活用

② いじめの早期発見のための措置 体制作り

- ア いじめ調査等
 - ・児童対象 生活アンケート 年3回（7月、12月、2月）
 - ・教育相談
 - ・個人ノート、日記、保健室との連携などの日常での実態把握
- イ いじめ相談体制
 - ・相談体制の整備 【窓口：生徒指導コラボレーター】
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・児童への情報モラル教育
 - ・犯罪被害防止教室の実施
 - ・保護者への啓発

（2）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ不登校防止対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、生徒指導コラボレーター、首席、生徒指導主事（生活指導担当）、
学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、養護教諭、
（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、）

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること

＜開催＞

- ・月1回 校内部会開催日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの防止の取組に関すること。

(別添)

- 資料1 いじめ防止に関する年間計画
- 資料2 いじめ事案発生時の対応フロー

令和4年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	学級・学年びらき 校内引き継ぎ会議 教育相談の案内 クラスミーティング(年間)	集団作り取り組み		
5月				
6月				学校協議会 教育相談担当者会
7月	生活アンケート①		個人懇談	
8月				
9月				教育相談担当者会
10月		人権作品の取り組み	学習参観	
11月	学校教育自己診断			教育相談担当者会
12月	エンパワメント (3, 4年) 生活アンケート②		個人懇談	
1月				いじめ不登校 シンポジウム 教育相談担当者会
2月	生活アンケート③			人権講演会(人権協)
3月	検証総括			

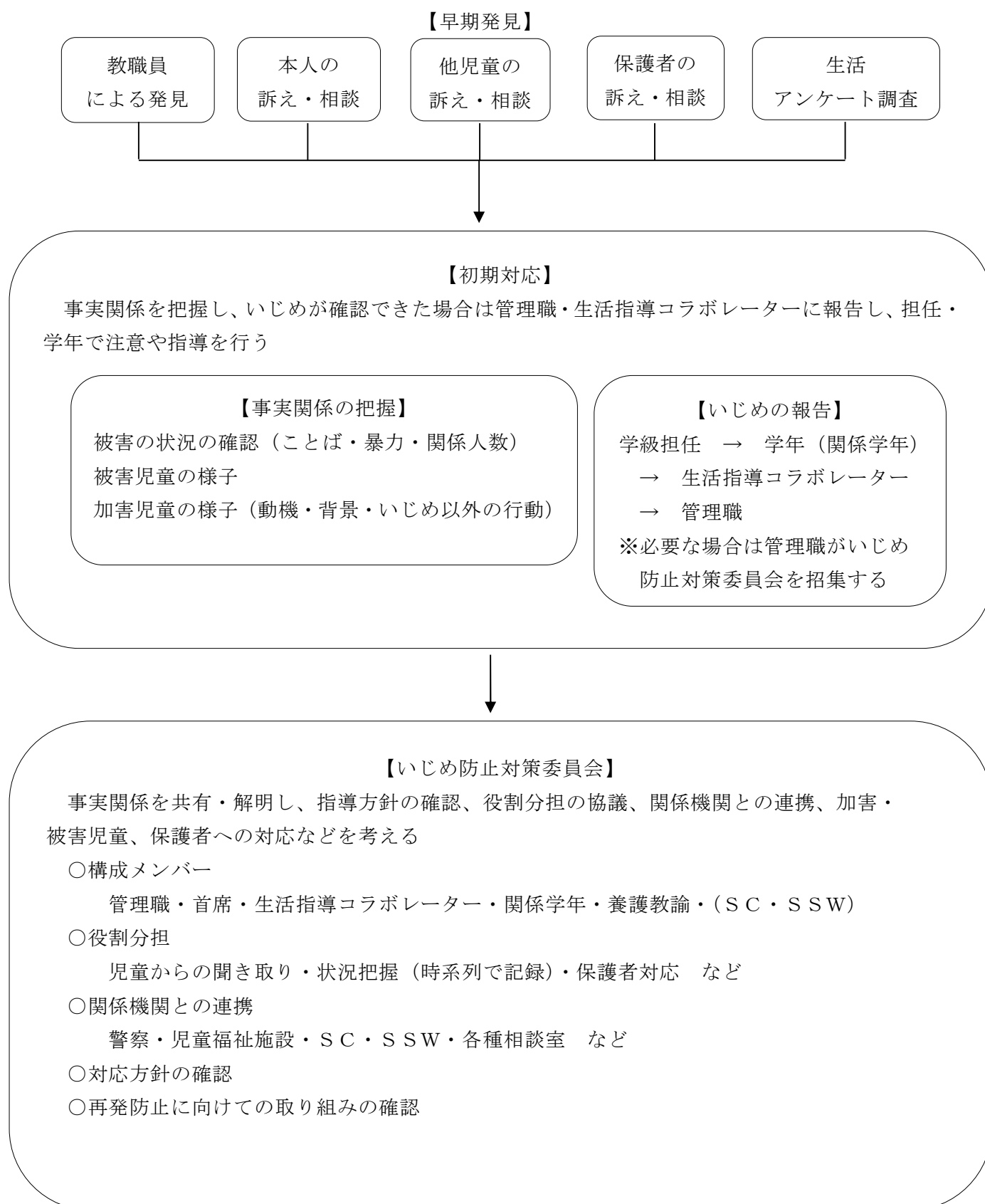
あいさつ運動(児童会)

- ・命の大切さ・自分と家族・集団・社会とのか関わり等の人権学習や学力(授業づくり)、支援教育の取り組みとも関連させ、各学年の年間計画に位置付ける。学力向上グローイングアッププランとも関係づける。

- ・定期的に来校するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携を図る。

資料2 いじめ事案発生時の対応フロー

いじめ事案発生時の対応フロー



【対応の基本方針】			
	被害児童	加害児童	周りにいる児童
校内	・痛みを共感して守る。 ・関係機関との連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊心を高める。	・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。	・自分の問題として捉えさせ誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめの傍観や、はやし立てる行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなでいじめをなくしよりよい生活を作ることの大切さを自覚させる。
保護者	・いじめ発生の事実経過を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。	・事実経過を説明して、家庭における指導をお願いする。 ・いじめられている児童・保護者への謝罪に立ちあう。	・関係保護者の意向を確認の上、個人情報に気をつけ、教育的配慮のもと学級懇談会などで事実経過について説明する

【再発防止に向けた取り組み～中長期対応～】

○原因の分析

事実の整理・指導対応方針を再確認する。

○学校体制の充実・改善

生活指導体制を確認し改善する。校内研修（児童理解研修・事例研究など）を充実させる

○教育内容及び方法の充実・改善

学年・学級経営（安心して過ごせる居場所づくり・人間関係づくり）を見直し、豊かな心を育てる指導（道徳・集団活動など）を充実させる。

○家庭・地域との連携強化

積極的に情報を公開し、保護者懇談会・地域行事などを通して連携を強化する。